

## 第3章

# 計画の基本的な 考え方



中央通りさくら並木公園

## 第3章

# 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念： 「緑は市民の共有財産」

市内には、玉川上水・千川上水などの水辺や都立井の頭恩賜公園・武蔵野中央公園・小金井公園などといった拠点や軸となる緑があります。このようなまとまった緑に加え、私たちの身近にある

街路樹・遊歩道、そして市民の手で育まれている住宅の緑、樹木・農地など全てが暮らしに潤いを与え、緑豊かな都市を構成しており、それが本市の特徴となっています。

これらの緑の一つひとつが、人だけでなく多様な生物の命を守り育み、武蔵野の面影や歴史を感じることのできる豊かな環境が、武蔵野市のブランドイメージを保つことにつながっています。

緑は、将来にわたって残すべきかけがえのない

#### 地球に優しい緑

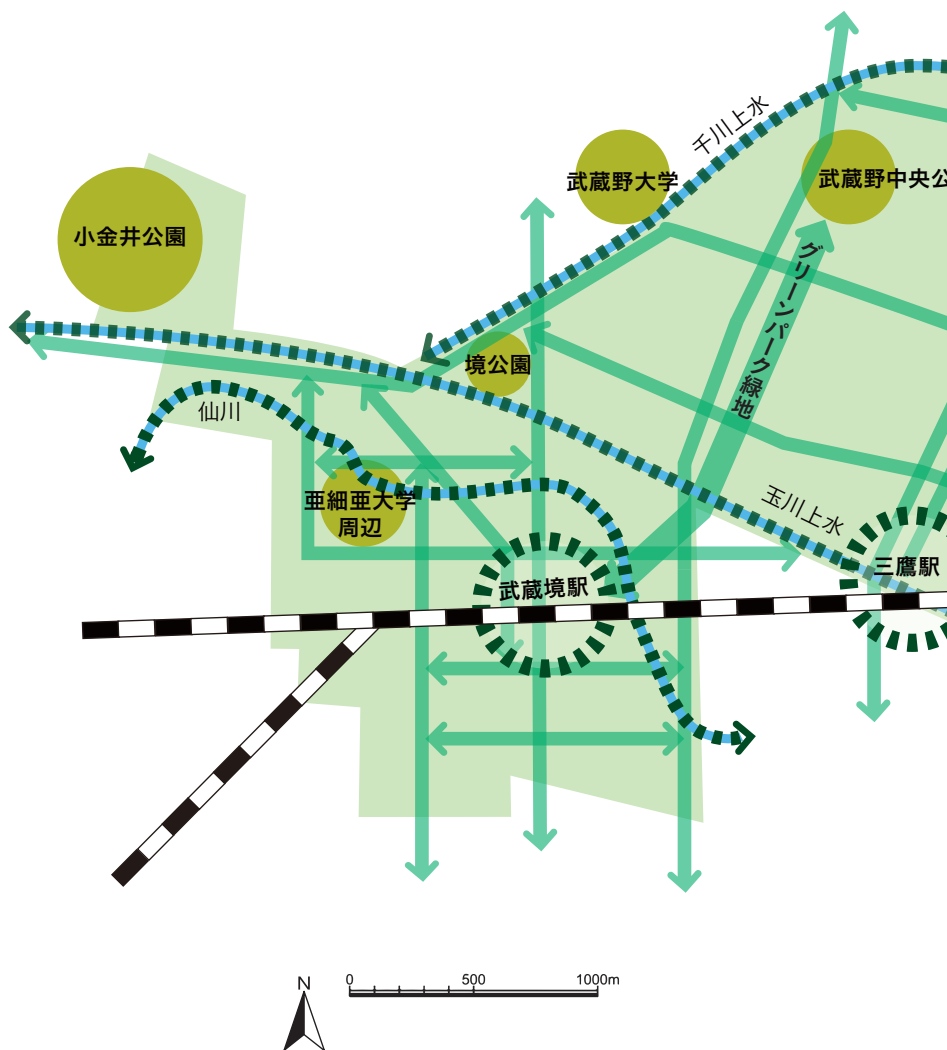
地球温暖化やヒートアイランドなどの環境負荷を軽減する緑を育んでいる。生態系豊かな雑木林や玉川上水などの生物の生息空間が保全されている。

#### 安全・安心をつくる緑

災害時に避難場所となる公園緑地や、延焼・水害を防止する緑により、安全が守られるとともに、緑を媒体とした地域コミュニティの形成により災害や犯罪に強いまちがつけられている。

#### ゆとり・文化・歴史の緑

緑豊かでゆとりのある住宅地や、市内外の人々に親しまれるまち、昔からある農地、屋敷林・雑木林、地域に大切にされている神社や寺の緑などは、本市ならではの様々な緑のシーンを楽しむ環境を育んでいる。



・図中の境公園は、関内5丁目の約6.6haの区域で指定されている都市計画公園。区域内には農業ふれあい公園などが整備されている。

【図14】緑の将来像

財産です。市内の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくためには、市民と行政が一丸となって、共通の理念と強い意志のもとで、その保全と創出に取り組む必要があります。

市民の一人ひとりが「緑は市民の共有財産」であることを、理解し協力して、緑を守り・育む取り組みを行っていきます。

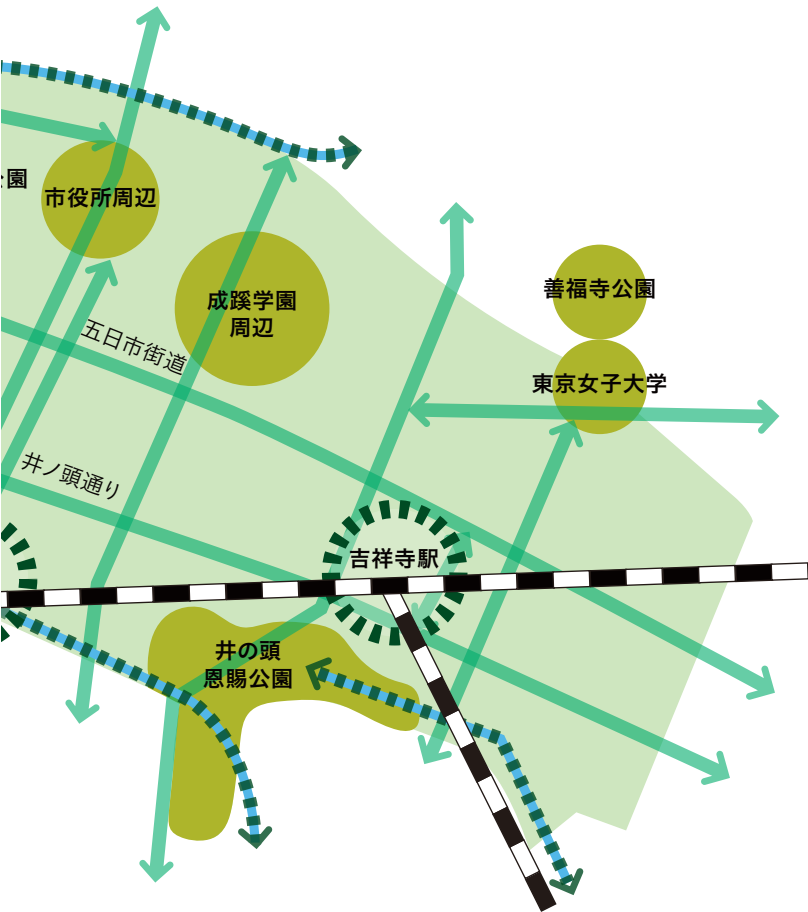
## 2 将来像： 緑の量・質ともに 豊かな武蔵野市

緑の将来像（[図14]）は、緑の量が増えるとともに、様々な緑のシーンを楽しみ、質の高い緑が

豊かにあることです。この将来像は、一人ひとりが「緑は市民の共有財産」という基本理念に立ち、東京都や近隣自治体と連携を深めつつ、緑を守り育てていくことで実現されると考えます。

平成6年の「緑の政策大綱\*」で市域における永続性ある緑地を3割以上確保することが示され、「武蔵野市立公園条例\*」では、一人当たりの公園緑地を5㎡確保することを定めています。

そこで、量・質ともに豊かな武蔵野市を表わす緑を6つ掲げ、これらの緑が将来にわたり確保されながら様々な役割を果たすために、目標の達成を目指します。



|                                                                                                                                 |                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <b>水と緑の軸</b><br>玉川上水・千川上水・仙川で構成される水辺と周辺の緑の空間 |  <b>緑の拠点</b><br>環境形成、レクリエーション、防災などの機能を果たすまとまった緑の空間 |
|  <b>緑の軸</b><br>街路樹や並木で構成される緑の空間               |  <b>駅周辺の緑</b><br>緑のまちとしてふさわしい玄関口、駅周辺の商業地域の緑の空間     |

### 暮らしを彩る緑

公園緑地やまちに点在する身近な緑は、憩いや安らぎ、運動や遊びの場をもたらし、暮らしに潤いを与えている。また、人々が集う商店街や駅前をはじめ、地域の個性に合った緑がまちの魅力を高めている。

### 感性を育む緑

緑やそこに生息する野生の生物と触れあうことで、豊かな感性が育まれ、また将来を担う子どもたちの環境教育の場として活用することができる。

### 協働で守り育む緑

緑の講座や情報交流など、緑と触れあう機会が充実し、「緑は市民の共有財産」の基本理念のもと、市民・民間・行政が連携し緑を守り育てている。



### 3 計画のテーマ

将来像の実現に向けて、計画のテーマを設定します。

#### 「日々の暮らしの中で緑を楽しむ」

本市の緑は、様々な緑のシーンを楽しむことができ、私たちのライフスタイルに潤いを与えてくれます。そして、生物が生息する環境を育んでくれます。

様々な緑のシーンを将来にわたり確保するためには、将来像で示した量・質ともに豊かな緑を保全・創出していくことが重要であり、市民・民間・行政の連携により、緑の保全・創出・維持・活用に取り組む必要があります。実現に向けて「日々の暮らしの中で緑を楽しむ」をテーマとして、次に示す目標及び緑の方針と施策に沿って計画を進めます。



日々の暮らしの中で緑を楽しむイメージ

### 4 計画の目標

民有地の緑被地面積が減少傾向にあり、緑被率\*は、今後劇的な増加が望めない状況にあることから、以下を目標とします。〔表3・4〕

#### (1) 今ある緑を守りながら質の高い緑空間を創出します

- ◎将来像を実現するために、まずは今ある緑を守りながら質の高い緑空間を創出します。
- ◎借地公園\*の恒久的な利用を目指します。

〔表3〕 緑被率の目標

| 指標 | 現況 | 将来像(30年超) |
|----|----|-----------|
|----|----|-----------|

|     |       |     |
|-----|-------|-----|
| 緑被率 | 24.3% | 30% |
|-----|-------|-----|

〔表4〕 緑被地面積の目標

| 指標 | 現況 | 将来像(30年超) |
|----|----|-----------|
|----|----|-----------|

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 緑被地面積 | 266.85ha | 329.4ha |
|-------|----------|---------|

・ 現況は、武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成 29 年 4 月）より



緑被率とは  
上空からみた樹木・草地・農地などの緑に被われた部分の  
市域面積に対する割合

## (2) 緑を豊かに感じる場所を増やします

本市では、緑視率\*25%以上の地点が多い状況にありますが（調査箇所100地点中59地点）、商業地などでは建蔽率の関係から緑被率と共に緑視率も低い傾向にあります。

緑の量と質の両面で緑を豊かに感じる場所を増やす目安として以下を目標とします。

◎住宅地では緑視率25%以上の地点の数を増やします。（平成28年の調査時は、住宅地77地点中53地点が25%以上）

◎商業地では魅力ある緑空間の創出を目指します。



緑視率とは（資料編 P.52 参照）

ある地点における「見た目」の緑の割合で、25%以上で「緑が多い」と感じるとされています（写真は26.1%）

・調査結果は、武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）より

## (3) 地域のニーズに合わせた広さのある公園の配置と柔軟な公園緑地の活用に取り組めます

公園緑地の整備が進みつつも少ない地域がある一方で、似たような機能を持つ小規模公園が近接し、集中している地域が見られることから、以下を目標とします。

◎公園緑地の少ない地域（公園空白地域\*）について重点的に公園整備を進めます。

◎公園の柔軟な活用を進めるため、地域のニーズに合わせた公園の拡充を進めます。

◎日々の暮らしの中で潤いや魅力を与える緑豊かな公園緑地を目指します。

## (4) 緑に関する満足度を高めます

「武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書\*」（平成29年4月）の緑に関するアンケート調査では、約7割の人が住まい周辺の緑や市内の緑に満足しています。また、約6割の人が「地域の緑を守り育てる市民活動を行っている」または「行ってみたい」と回答しています。このことから、緑に関する満足度をより高めるために、以下を目標とします。

◎多様な主体との連携により質の高い緑を創出します。

◎地域の緑を守り育てるため、市民が自ら参加できる機会を充実します。



子どもや親子が参加する関前公園トンボ池のかいぼり作業



# 5 緑の方針

本市の緑における全体の方針を以下に示します。本文中の都市公園\*の整備及び管理の方針、特別緑地保全地区\*、農地の保全の方針、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区\*）は、は、都市緑地法で緑の基本計画に記載することが示されている内容です。（第1章の2「緑をとりまく社会背景と主な動向」を参照）

## (1) 緑のマネジメントと連携の方針 ～緑をみんなで支えていこう～

地域の特性を活かし、まちの価値を高める緑化推進を図るとともに、市民・民間・行政が連携して、既存の資源（ストック効果\*）の有効利用を図ります。連携して緑を支えることで緑や環境の大切さを実感し、地域の緑を次世代に引き継いでいく取組みを進めます。また、緑と水のネットワーク\*の形成や都市の環境を支えている多摩の森林保全について、関係している東京都や近隣自治体との広域的な連携を図ります。



地域のイベントに活用されている市民の森公園

### 1) 多様な主体との連携

より多くの市民が暮らしの中で緑の良さを実感し、緑に対して主体的な役割を果たすように市民の意識に働きかけるとともに、緑に関する活動の参加につながる機会の創出を行っていきます。

市民・民間・行政が連携して緑を支えていく緑の

マネジメントを行います。

## 2) 地域の特性を活かし、まちの価値を高める緑化推進

まちの特徴となる街並の趣きや安らぎを与える緑について、都市全体に対する効用を踏まえた緑化推進を図ります。そのために、様々な主体が関わりながら、まちの価値を高める取組みを行っていきます。

## 3) 公園緑地と、オープンスペースの持つ資源を有効に活用

本市の貴重な公園緑地やオープンスペースを、市民・民間・行政が連携し利用に対する柔軟な運用や活動を支える施設整備を図ることにより、有効に活用することを目指します。

## 4) 広域的に緑を支えるための連携

緑と水のネットワークは、防災・生物多様性の保全などの点で東京都や近隣自治体などと深く関係しています。また、都市の生活は大気保全や雨水涵養などの点で多摩の森林に支えられていることから、広域的に緑を支える連携の取組みを進めます。

▶ 4章の基本施策 -1へ

## (2) 公共の緑と水辺の方針 ～緑と水の魅力を輝かそう～

借地公園を含む公園緑地・河川・上水・街路樹・学校などの公共の緑は、都市の貴重な緑と水辺のオープンスペースです。市民一人ひとりが日々の暮らしの中で緑と水辺の良さを実感できるよう、公園緑地などが持つ様々な機能や資源（ストック）を有効に活用します。

また、「武蔵野市 生物多様性基本方針\*」（平成29年4月）を踏まえ、生物多様性の確保に留意した緑と水辺の保全と創出を行います。

市民や地域の多様なニーズを捉えた魅力ある公園緑地などの活用を進め、長期的な財政予測との



高架下に整備した鉄道がテーマの武蔵境ぼっぼ公園

整合を図りながら、良好な状態で次世代に継承していきます。

## 1) 都市公園の整備および管理の方針について

### 都市公園の整備の方針

都市公園の配置と機能を再整理するため、都市環境・生物生息環境・防災・景観的な効果などの存在効用と、休憩・遊び・運動・健康づくり・活動の場などの利用効用に着目し、地域の特性を踏まえた効果的な整備を行います。

今後、社会保障費などに要する経費や公共施設の老朽化への対応などによる投資的経費の増加により公園整備費が限られることや、まとまった公園用地を確保し整備していくことが難しいケースも考えられることから、地域の公開性のあるオープンスペース、例えば神社や寺、駅前広場、商業施設などの屋上庭園、民間の自主管理公園の立地も考慮した公園整備を進めます。

また、既存公園の拡充を進めるとともに、充足している地域においては、既存公園の資源を活かします。地域のニーズにあった魅力ある公園への改修と、東京都や近隣自治体などと連携した公園整備に取り組めます。

「公園・緑地リニューアル計画\*」を見直し、多様な世代、多様なニーズを捉えた公園を計画的に整備します。

### 都市公園の管理の方針

公園緑地で生じている利用上の課題や、求められている様々なニーズに対応する必要があります。

適正な運用を図るための仕組みと活動の支援などに取組めます。

「公園施設長寿命化計画\*」、「公園緑地等維持管理ガイドライン」を踏まえた安全な施設への更新や計画的な維持補修を実施します。

## 都市公園の整備および管理における民間との連携について

都市公園の整備および管理については、地域の実情を踏まえ、ボランティア団体を含めた民間との連携について長期的な視点を持って研究・検討します。

## 2) 河川・上水・街路樹・学校などの緑の整備および管理の方針について

水辺や街路樹などの緑を良好な状態で継承していくとともに、新たな魅力や美しい街並景観を形成する緑を創出します。

「仙川水辺環境整備基本計画\*」に基づいた整備手法や維持管理については、関係機関と協議しながら見直します。

基幹ビオトープ\*に代表される身近な生物との触れあいや学ぶ場の保全に努めます。

千川上水は、「千川上水整備基本計画\*」の適切な見直しを図りながら整備と管理を行います。

玉川上水は、東京都や近隣自治体と連携し、緑の保全と創出を推進します。

街路樹などについては、長期的な視点を持ちながら自然樹形を活かした維持管理と安全性や地域特性に配慮し、適切に更新します。

学校の緑は、まとまりのある緑として保全に努めます。

▶ 4章の基本施策 -2、3へ

## (3) 民有地の緑の方針 ～暮らしに緑の恵みを育もう～

緑豊かで住みやすいまちとして評価される本市の大部分を占める住宅地の緑について、身近な花や緑を増やし、暮らしている人々の温かみを感じるまちづくりを進めます。





住宅の緑で彩られている良好な街並

また、都市における農地の多様な役割を発揮できるように農地の保全に努め、市民が「農」に触れる機会を創出します。

さらに、「武蔵野市民緑の憲章」に基づき、市民の共有財産として、市民・民間とともに緑化を推進し、暮らしを彩る多彩な緑を演出します。

#### 1) 民有地の緑の保全および緑化の方針

##### 保存樹木・樹林地の保全の方針

市内の保存樹木に関する保全制度を見直すとともに、地域の理解と協力を得ることが必要な大木や樹林については、地域の緑としての価値を共有するための情報発信や普及啓発を推進します。

保存樹木・樹林\*の所有者だけで保全するのではなく、地域の歴史を語り継ぐために地域で支える仕組みを検討します。

緑を保全するために建築行為などを制限する「特別緑地保全地区\*」については、制度の研究を行います。

##### 農地の保全の方針

農地は農作物の生産の場ですが、その他にも災害時の避難場所となり延焼を遮断する防災機能、ヒートアイランド現象\*の緩和機能、雨水の涵養などの環境保全機能などの重要な役割を担っています。都市農地を都市における貴重な緑地として位置付けます。

市内に残り少なくなった農地を保全するため、生産緑地の買い取り制度を活用するとともに、生産緑地の指定条件の見直しに基づく新たな指定を進めます。また、保全につながる仕組みとして、指定から30年が経過する生産緑地については、

「特定生産緑地制度」に基づく指定に積極的に取り組むほか、東京都の制度である「農の風景育成地区\*」や農地の貸借に関する制度について研究と検討を行います。

##### 民有地の緑化推進の方針

市域全体を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区\*）」に位置付けます。

民有地の緑の新たな創出のため、緑・環境の大切さを伝える啓発活動、接道部緑化\*助成や景観まちづくりに関する制度の周知に積極的に取り組みます。また、民有地の緑地を地域住民が利用できるよう公開された「市民緑地認定制度\*」について研究を行います。

質の高い緑を創出し、良好な景観形成を図るため、「まちづくり条例」及び「緑化に関する指導要綱」に基づく指導については、用途地域や建物用途に応じた基準の見直しを行います。

一定規模以上の開発事業については、「まちづくり条例」に規定する「景観検討会議\*」での専門的知識を取り入れながら、効果的に協議を進めます。

住宅地については、苗の配付などにより身近なところで緑に触れることのできる取り組みを進めます。



都市における貴重な農地の保全



ベランダの花と緑によって形成された良好な街並

▶4章の基本施策-4、5へ